

総会

配布：一般

2015年9月29日

第69会期

議事日程議題 68

2015年9月11日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/69/L.88 and Add.1)]

69/323. ジェノサイド犠牲者の尊厳を想起しその犯罪防止を考える

総会は、

国際連合憲章、世界人権宣言¹および集団殺害罪の防止および処罰に関する条約²並びにその他の関連する国際文書に基づき、

1946年12月11日の96(I)、1948年12月9日の260A(III)および1998年12月2日の53/43の総会諸決議並びに集団殺害罪の防止および処罰の過程の確立や策定に貢献してきた国際連合システム内のその他の関連する諸決議を想起し、

集団殺害の防止に関する2008年3月28日の7/25³、2013年3月22日の22/22⁴および2015年3月27日の人権理事会諸決議もまた想起し、

集団殺害の防止および処罰のための効果的な国際文書としての、1948年12月9日に採択された、条約の重要性を再確認し、

¹ 決議217A(III)。

² 決議260A(III)、添付文書。

³ 総会公式記録、第63会期、補遺No.53(A/63/53)、第二章参照。

⁴ 前掲書、第68会期、補遺No.53(A/68/53)、第四章、A節。

条約において定義された集団殺害罪の犠牲者およびそれにより影響を受けたその他の者が、集団殺害の防止に重要な役割を果たす、記念する式の形態を求めていることを認め、

適切且つ必要な手段を通して、扇動を含む、そのような犯罪の防止を必要とする、集団殺害からその住民を保護するそれぞれの個別の国家の責任、そしてまた集団殺害罪の刑事責任の免除に対する闘いが、その防止における重要な要因であることをくり返し表明し、

国際年の宣言に関する 1998 年 12 月 15 日の 53/199 と 2006 年 12 月 20 日の 61/185 の総会諸決議、および国際年と記念祭に関する 1980 年 7 月 25 日の経済社会理事会決議 1980/67、とりわけ宣言のための合意された基準に関するその付属文書の第 1 項から第 10 項を、並びにその計画と資金調達のための基本的な準備が為される前に国際デーまたは年が宣言されるべきでないことを述べている第 13 および 14 項を再確認し、

1. ジェノサイド犠牲者の尊厳を想起しその犯罪防止を考える国際デーとして、12 月 9 日を宣言することを決定する。

2. 全ての加盟国およびオブザーバー国、国際連合システムの全ての諸組織およびその他の国際的や地域的な機構、並びに非政府組織および個人を含む市民社会に対し、集団殺害罪の防止および処罰に関する条約²の意識を、並びに条約に定義された集団殺害罪と闘いまた防止することにおけるその役割の意識を、向上させそしてその犠牲者を想起しまた敬意を表するため、国際デーを祝うことを奨励する。

3. 本決議の実施から生じる可能性のある全ての活動の経費は、自発的拠出金で支払われるべきことを強調する。

4. 事務総長に対し、適切な遵守のため全ての加盟国、国際連合システムの諸組織および市民社会組織の注意をこの決議に向けることを要請する。

第 103 回本会議

2015 年 9 月 11 日